

令和3年度九州中学校体育大会

第50回九州中学校バドミントン競技大会 宿泊・弁当申込要項

■ 宿泊・弁当の手配については、株式会社 J T B 佐賀支店（以下、「当支店」という）がお取扱いさせていただきます。

1. 基本方針

令和3年度九州中学校体育大会の宿泊及び昼食の確保に万全を期する事を目的とし次の様に定めます。

- (1) 宿泊・弁当等の取扱いにつきましては、九州中学校体育大会佐賀県実行委員会（以下「実行委員会」という）の基本方針に従って実施します。
- (2) この要項の適用対象者は、第50回九州中学校バドミントン競技大会に参加する選手・監督・コーチ・引率教員・応援中学生・役員（視察員含）・一般応援者・保護者（小学生含）となります。
- (3) 選手・監督・コーチ・引率教員・役員（視察員含）の配宿は指定宿舎とします。尚、指定したホテルの変更は原則として認められません。また変更によって生じた紛議や損失は、任意に宿泊を変更したものがその責任を負うこととなります。
- (4) 宿泊・弁当の取扱いは、実行委員会の指定を受けて当支店が取扱います。必ず当支店を通じて申込みください。

2. 取扱期間

令和3年8月2日（月）～8月5日（木）4泊

3. 宿泊について【募集型企画旅行・宿泊プラン】

- (1) 旅行代金（税・サービス料込）

<旅行代金に含まれるもの> 宿泊代金（1名あたり/部屋タイプごとの定員利用）

・添乗員は同行しません。チェックインは、申込者で行ってください。

・最少催行人員：2名

申込記号	宿泊区分	参加者区分	旅行代金	備考
A-1	1泊2食	選手・監督・コーチ・引率教員	8,000円	指定宿舎
A-2	1泊朝食		7,000円	
B-1	1泊2食	応援生徒・一般応援者・保護者	8,000円	宿泊斡旋
B-2	1泊朝食		7,000円	
C-1	1泊2食	応援子ども（小学生）	7,000円	宿泊斡旋
C-2	1泊朝食			

- ① 1名1部屋利用の場合は、9,000円となります。予め承ください。
- ② 宿泊施設および部屋タイプの指定はできませんので、予めご了承ください。
- ③ ホテルタイプのツイン・トリプルルーム使用の場合、エキストラベッド対応になる場合があります。
- ④ 応援子どもは特別代金のため、夕食の欠食はございません。また未就学児につきましては、当支店へお問い合わせください。

(2) 日程表

日程	行程	食事条件
8/2（月）	各地……（各自）……宿舎（泊）	朝：－ 昼：－ 夕：○（1泊2食のみ）
8/3（火）	各地・宿舎…（各自）…競技会場… …（各自）…宿舎（泊）・各地	朝：○（申込者のみ）
8/4（水）		昼：－（オプション：弁当）
8/5（木）		夕：○（1泊2食のみ）
8/6（金）	宿舎…（各自）…競技会場…（各自）…各地	朝：○（申込者のみ） 昼：－（オプション：弁当） 夕：－

(3) チェックイン・チェックアウトについて

チェックインは15:00以降、チェックアウトは10:00までとなります。

それ以前・以降の場合には、追加料金がかかる場合がございますのでご注意ください。

(4) 欠食控除の取扱い

朝食の欠食はできません。また申込以降の夕食欠食は原則的に受付不可となります。

(5) 宿泊施設の決定について

- ① 宿泊施設の決定は大会本部と協議の上行います。利用予定の施設の収容人員が満員に達した場合、他の宿泊施設をご案内することがありますので予めご了承ください。
- ② 宿泊施設は駐車場を有しない施設が多い為（有する場合でも有料）駐車料金がかかる場合があります。
- ③ 宿泊施設の決定は、選手・監督・コーチ・引率教員を最優先とします。また応援中学生・一般応援・保護者・応援子どもにつきましては可能な限り選手等と同じ宿泊施設になるよう努めますが、その施設の収容人員が満員に達した場合、他の宿泊施設をご案内することがありますので予めご了承ください。

4. 弁当の取扱いについて【旅行契約に該当しません】

- (1) 令和3年8月3日（火）～5日（木）の間、1食700円（税込・お茶付）でご希望により手配します。
- (2) 弁当の引き換えは、「会場指定弁当引換所」にて11:00～12:00の間に行います。
- (3) 弁当受取り後は、時節柄1時間以内に必ずお召し上がりください。
- (4) 弁当の空箱等は「同引換所」に14:00までに各自持参をお願いします。

5. 変更・取消料について【募集型企画旅行・宿泊プラン】

取消日	利用日の4日前まで	利用日の3日前～2日前まで	利用日の前日	当日	無連絡・不参加
変更・取消料	無料	旅行代金の20%	旅行料金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※弁当取消料 提供日の前日15:00まで無料、以降は100%【旅行契約に該当しません】

(1) 宿泊人員の変更について

内容等に変更のある場合は、申込書に変更事項を明記の上、当支店宛にFAXしてください。

(2) 弁当の追加・変更について

前日15:00までに、当支店宛に最終の必要個数を必ずご連絡ください。ご連絡が無い場合には、当初のお申込み個数でお渡します。

(3) 災害（台風等）による取消について

災害（台風等）による交通機関停止により指定宿舎へ到着できない場合の宿泊・食事のお取消につきましては、取消料が免除となります。但し、必ずその旨を直接宿舎へご連絡をお願いします。

6. 申し込み方法

(1) 申し込み方法について

出場が決定次第、別紙申込書に記入のうえ、FAXにて当支店へお申し込みください。

FAX送信後、到着確認の電話をお願いします。

(2) 申し込み締切日について

申し込み締切日は、**令和3年7月27日（火）17:30まで**とします。※終了していない競技は別途対応

(3) 宿泊・弁当の確認書発送について

7月28日（水）までに、ご記入頂いた学校様宛に宿泊決定通知書、弁当確認書、請求書等をFAXします。

(4) お支払いについて

7月30日（金）までに、FAXした請求書等に記載の振込先へお振込みください。振込手数料は恐れ入りますが、お客様ご負担となります。

(5) 返金について

お申込内容の変更・取消により返金が生じた場合には、大会終了後申込書ご記入の振込口座に振込みます。

(6) 領収証について

領収証が必要な場合、別紙領収証発行依頼書にご記入いただき、当支店まで F A X してください。

大会終了後、依頼書記載の送付先へ郵送します。

7. その他

(1) 旅行契約の締結について

宿泊のお申込みをされるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。お申込みの際は、別紙ご旅行条件書を事前にご確認のうえ、お申込みください。

(2) 個人情報の取扱いについて

申込書等に記載された個人情報は、お客様との連絡に使用させていただくほか、本大会に関して宿泊機関等の提供するサービスの手配と受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

8. JTB 感染症防止対策

お客様に安心して宿泊いただけますよう、弊社では以下の対策を実施しています。

- ・感染状況に応じた適切な旅行先の選定を行っています。
- ・旅行出発地となる都道府県から、都道府県への移動自粛要請がなされていないことを確認しています。
- ・旅行の行程に組み込む食事箇所等については、事前に手適切な感染予防対策を行っている事業者を選定しています。
- ・旅行参加中は常にマスクを着用いただき、手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットなど感染拡大防止マナーにご協力願います。
- ・感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、又はその困難となり可能性が高い場合には、旅行実施についての可否判断を行うことがあります。
- ・感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またその困難となる可能性が大きい場合には、旅行実施の是非を検討していただくよう 助言させていただきます。
- ・国土交通省、官公庁協力のもと、感染症リスクを避けながら安全に旅行をするための留意点がまとめられました。感染リスクを避けて安心して楽しい旅行にするために、ご旅行中は「新しい旅のエチケット」（以下 URL よりご確認ください）にご協力をお願いいたします。 <https://www.jata-net.or.jp/virus/>

9. お申込み・お問合せ

<旅行企画・実施>

観光庁長官登録旅行業第 64 号・ (一社)日本旅行業協会正会員



株式会社 J T B 佐賀支店



〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町 1-10 (ニュー寺元ビル)

T E L : 0 9 5 2 - 2 2 - 0 7 8 4 F A X : 0 9 5 2 - 2 3 - 1 1 6 5 (F A X は 2 4 時 間 受 付 可 能)

「第 4 9 回九州中学校バドミントン競技大会」担当：山崎・中村・阿多

総合旅行業務取扱管理者：松本 洋明

営業時間：平日 9 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (土 日 祝 日 休 業)

■ご旅行条件書 要約（募集型企画旅行契約）—宿泊プラン—

お申込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお読みいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。旅行条件書（全文）は、次のURLからご確認くださいませ。
【 <http://www.jtb.co.jp/operate/jyoken/acedom.asp> 】

●募集型企画旅行契約

この旅行は（株）JTB（東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 64 号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

（1）所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込みください。（2）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金（旅行代金全額）を受領したときに成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は当社が指定する期日までにお支払いください。また、お客様が当社提携カードをご利用になる場合、お客様の署名なくして、旅行代金、取消料、追加旅費用などを お支払いいただくことがあります。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、別途記載の金額を取消料として申し受けします。別途記載の取消料区分をご確認ください。

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコミークラス）、宿泊代、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部 利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

●旅行条件に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。（1） 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。（2） 空港施設使用料等。（ホームページ・パンフレット等に明示した場合を除きます。）（3） クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。（4） ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。（5） 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。（6） 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、旅行業約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な 外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。・死亡補償金：1500万円 ・入院見舞金：2～20万円 ・通院見舞金：1～5万円 ・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。） 身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。＜免責事項＞

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

（1）当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な 範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び 保険会社、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。（2）当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報を伺っています。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の 同意を得るものとします。（3）その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書（全文）の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。株式会社 JTB お客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川 2-3-11 <https://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/>

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2021 年 4 月 1 日現在を基準としています。又、旅行代金は 2021 年 4 月 1 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。